

平成 23 年度 税制改正要望事項

財 務 省

平成 22 年 11 月 2 日

平成 23 年度財務省税制改正要望事項

(単位：百万円)

要望事項名	減収見込額（推計）		共同要望省庁 （※）
	（国税）	（地方税）	
1. 金融・資本市場の活性化に係る措置			
(1) 外国金融機関等の債券現先取引に係る利子の課税の特例の拡充【所得税・法人税／拡充】	—	—	金融庁
(2) 源泉徴収不適用となる短期公社債（短期国債）の範囲拡大【所得税・法人税／拡充】	—	—	—
(3) 金融商品に係る損益通算範囲及び損失繰越期間の拡大【所得税・法人税・個人住民税・法人住民税／新設】	—	—	金融庁
(4) 振替国債の利子等に係る非居住者等非課税制度の適用対象者の範囲拡大【所得税・法人税／拡充】	—	—	金融庁
2. 年金制度の安定的な運営に係る措置			
(1) 適格退職年金の積立金に対する特別法人税の撤廃もしくは課税停止措置（適用期限：23 年 3 月末）の延長 【法人税・法人住民税／延長】	▲64,403	▲11,142	厚生労働省 経済産業省 金融庁 農林水産省
(2) 制度的に他の企業年金へ移行できない適格退職年金に係る税制優遇措置の継続 【所得税・法人税・個人住民税・法人住民税／新設】	▲17	▲4	厚生労働省 金融庁
3. 金融機関等の破綻処理等の円滑化に係る措置			
(1) 協定銀行（株）整理回収機構等が破綻金融機関等の事業の譲受けにより取得する不動産に係る非課税措置（適用期限：23 年 3 月末）の延長【不動産取得税／延長】	—	▲253	金融庁
(2) 協定銀行（株）整理回収機構等が破綻保険会社等の資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置（適用期限：23 年 3 月末）の延長【不動産取得税／延長】	—	▲85	金融庁
4. 清酒製造業者の経営基盤の安定に係る措置			
日本酒造組合中央会が行う信用保証事業の抵当権の設定登記等に係る税率軽減措置の延長【登録免許税／延長】	▲2	—	経済産業省 農林水産省
合 計	▲64,422	▲11,484	

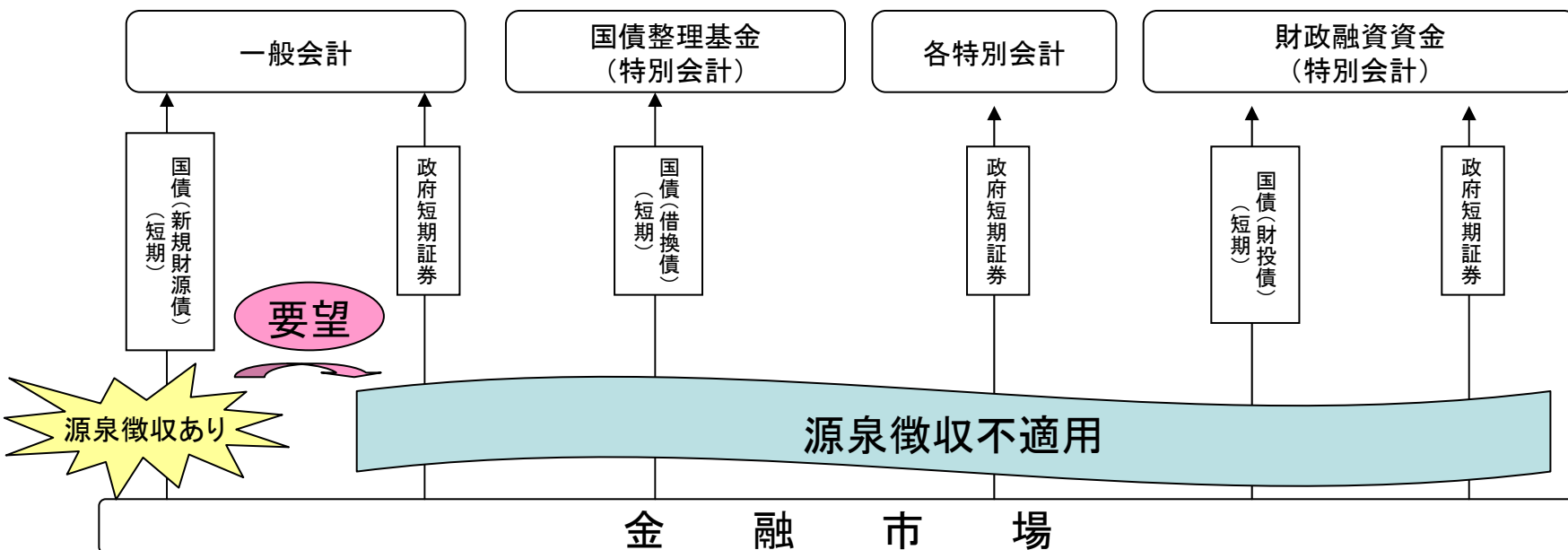
(※) 共同要望省庁の は主管省庁

源泉徴収不適用の対象となる短期公社債(短期国債)の範囲拡大

短期公社債のうち、新規財源債(建設国債及び特例国債)は源泉徴収不適用の対象に含まれておらず、取引コストの観点から事実上発行できない。我が国の資金調達コストの抑制を図るためには、短期国債も含めた様々な発行方法で資金調達を行うことが必要。

要望

新規財源債(建設国債及び特例国債)として発行する短期国債も、源泉徴収不適用の対象とすること。



日本酒造組合中央会が行う信用保証事業の抵当権の設定登記等に係る税率軽減措置の延長

(概要)

- 1 適用対象者 日本酒造組合中央会が行う信用保証事業の被保証者
- 2 軽減内容 抵当権の設定登記等に係る登録免許税を軽減
- 3 軽減割合 4分の1（税率1000分の4を1000分の1に軽減）
- 4 適用期間 平成21年4月1日から平成23年3月31日まで

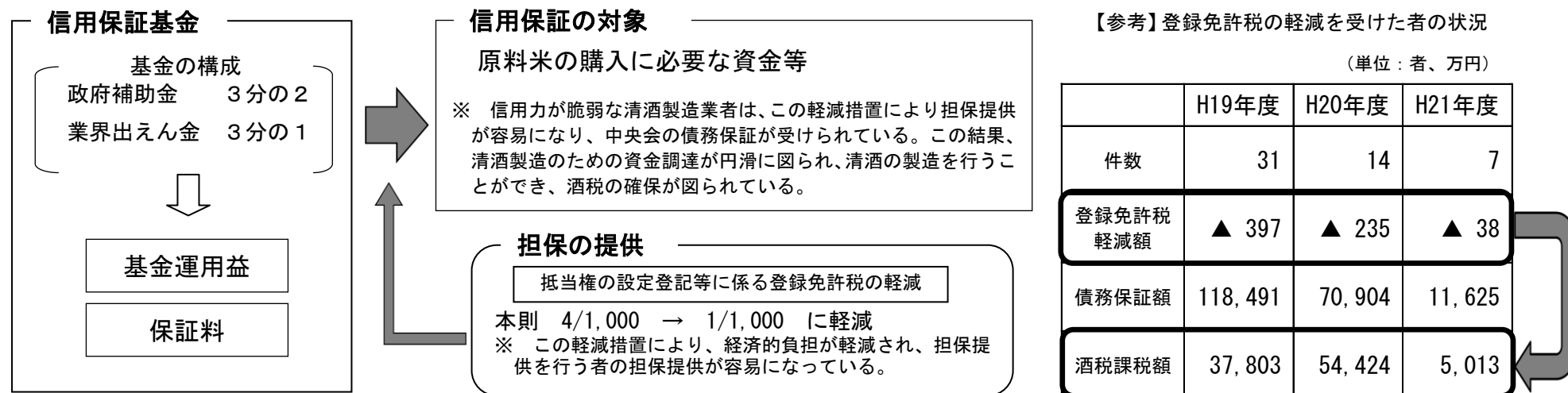
税目：登録免許税

適用期限：平成23年3月31日

要望事項：2年間の適用期限の延長

日本酒造組合中央会が行う信用保証事業の概要

○「清酒製造業等の安定に関する特別措置法」に基づき造成した基金により実施している事業



- 他の公的信用保証事業（信用保証協会、農業信用基金協会、(独)農林漁業信用基金及び漁業信用基金協会）についても、抵当権の設定登記等の税率の軽減が同様に措置されている。